

自転車通学



自転車通学は登録制です。

■自転車の登録

自転車通学を希望する人は通学に使用する自転車を登録しなければなりません。登録は学生センターで受け付けています。使用する自転車と5,000万円以上の賠償保険に加入している証明を持って学生センターを訪ねてください。登録は即時できます。学内の未登録自転車は投棄とみなし撤去しますので、必ず登録するようしてください。

また、自転車通学が許可されるのは賠償保険契約している期間のみです。保険加入の更新をする都度、自転車登録を行う必要があります（自転車を買い換えた場合は学生センターにて登録変更の報告を行ってください）。

■自転車通学に関する諸注意

スピードの出し過ぎや自転車の整備不良による学内での衝突事故が発生しています。なかには重傷を負ってしまった事例もあります。本学は坂の多いキャンパスであり、思わぬスピードが出てしまう場合があります。また、同じキャンパス内に小さな園児、児童、生徒も集うキャンパスもあります。自転車で校内を通行するときは、細心の注意をはらうとともに、以下のルールを遵守してください。

- (1) 自転車は通学時のみ使用し、学内の移動には使用しないこと
- (2) 自転車は登録時に指定された駐輪場以外には駐輪しないこと
- (3) 自転車を使用する際には徐行し、歩行者優先を心がけるとともに、自動車を含む他の車両に注意し、安全確保に努めること
- (4) 駐輪時には施錠をすること
- (5) 不要となった自転車を学内に放置しないこと



自転車は、道路交通法に規定された「軽車両」です。二人乗り・酒酔い運転・夜間の無灯火運転等の禁止事項を遵守し、安全運転に配慮してください。

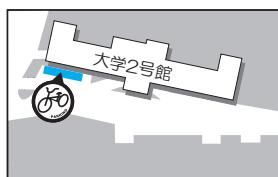
*自転車の車輪の空気入れは学生センターで貸し出しています。

■学内駐輪場案内



指定場所以外駐輪禁止
指定駐輪場以外にある
自転車は撤去します。

○大学2号館駐輪場



○大学5号館左前駐輪場



*平成27年(2015年)
7月末まで使用可

○大学7号館前駐輪場



○大学8号館右脇駐輪場

